

### 審判部担当試合の審判員の決め方について（改正）

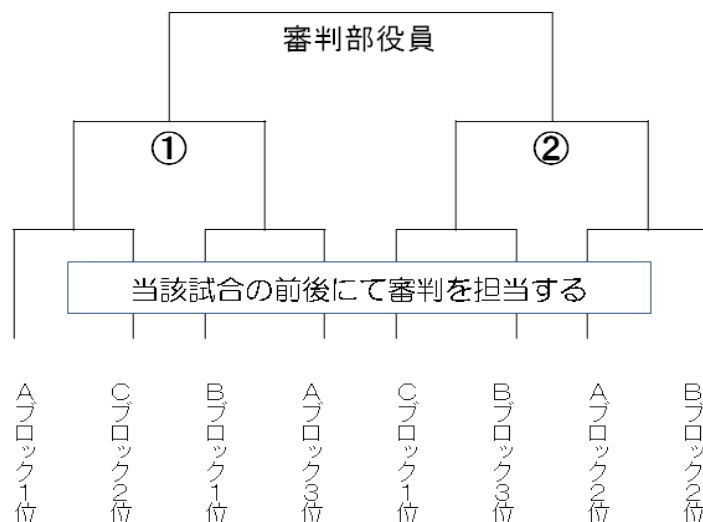
参加チーム数減に伴い、春・秋大会の決勝トーナメント及び新人大会・ジュニア大会他の審判部扱い試合の担当審判員の決め方を下記の通り改正する。

#### 記

#### I. 審判部が審判を担当する試合の審判配置は下記の通りとする

1. 全ての大会の**決勝戦審判**は、審判部長及び審判副部長が行う。但し所属チームが該当試合の場合やその他都合により、他の公認審判員を配置する事もある。
2. 各大会の**準決勝審判**は、(1)(2)表記の割り当てにより当該チーム所属の公認審判員及び登録審判員が担当する。尚、トーナメント大会においては参加チーム数が変わる事が有る為、不足した場合は不参加チームへ派遣を要請する場合もある等、審判部が臨機応変に派遣要請を行う。
3. 今年度より、準々決勝については当該試合の前後にて審判を担当する(謝金無し)。

#### (1) 春・秋季大会決勝トーナメント準決勝



- 1) 準決勝審判は各ブロックの敗者チーム（6チーム）の登録及び公認審判員に、審判部もしくは他の公認審判員を加え実施する。

準決勝① Aブロック4位、Bブロック4位、Cブロック3位より各1名+審判部

準決勝② Aブロック5位、Bブロック5位、Cブロック4位より各1名+審判部

※チーム数増減により、ブロック数が変わった場合は審判部判断により派遣要請を行う

